

[事案 30-134] 入院給付金支払請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

主治医の判断による入院であること等を理由として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

強迫性障害で入院したため、平成 26 年 5 月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」には該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、自分の入院は約款上の「入院」に該当するため、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分は、家族の行動を拘束するなどして、重大な事件を起こす可能性もあった。主治医からも入院治療以外の選択は考えにくい状況であったと説明されている。
- (2) 自宅での治療は困難であり、症状を悪化させる可能性もあったため、医師の勧めにより入院した。
- (3) 外泊・外出については、医師の許可のもとに、治療とリハビリのために行ったものであり、入院治療承諾書にも「外泊はあくまでも治療の一環」と書かれている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院は「常に医師の管理下において治療に専念する」にも、「自宅等での治療が困難」にもあたらないもので、約款上の「入院」には該当しない。
- (2) 申立人は入院当初より日常生活動作の制限はなく、入院中の治療内容は専ら薬物療法のみであって、通院により十分可能な治療である。
- (3) 申立人の入院時の治療状況、申立人の身体の状態等を踏まえて給付金の支払可否を総合的に判断したものであり、入院時の外泊状況のみを理由として、給付金を支払わなかったものではない。
- (4) 医師は、家族の窮状に心を痛めて入院を勧めたものであり、このことは医学的な入院治療の必要性を基礎づけるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人および申立人の家族に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の見解を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事案において、入院の必要性の有無について判断するためには、申立人の精神疾患の程度、日常生活において生じる支障の態様およびその程度、主治医の治療方針、外出・外泊の治療における必要性等を総合的に勘案して判断する必要がある。そのためには、主治医や被保険者の周囲の人物等の第三者への尋問、専門医師の鑑定等が必要であるが、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。